

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の3 省略</p> <p>第6条の4～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,450円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,140円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,360円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,520円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,820円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,970円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,280円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>以上<u>290万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p>	<p>第1条～第6条の3 省略 (<u>指定居宅介護支援事業者の指定基準</u>)</p> <p><u>第6条の3の2 居宅介護支援事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>第6条の4～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,720円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,150円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,580円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,450円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,940円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>101,170円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p>

(9) 次のいずれかに該当する者 104,580 円

ア 合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(10) 次のいずれかに該当する者 116,880 円

ア～イ 省略

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 129,190 円

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,680 円とする。

第 8 条～第 21 条 省略

付 則

1～9 省略

(延滞金の割合の特例)

10 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

以下省略

(9) 次のいずれかに該当する者 114,660 円

ア 合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(10) 次のいずれかに該当する者 128,150 円

ア～イ 省略

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 141,640 円

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,350 円とする。

第 8 条～第 21 条 省略

付 則

1～9 省略

(延滞金の割合の特例)

10 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

以下省略